

京都市職員給与条例の一部を改正する条例(平成27年3月27日京都市条例第58号)

(行財政局人事部給与課)

京都市身体障害者リハビリテーションセンターにおける病院事業の廃止に伴い、同センターに勤務する看護師について、看護職給料表を適用しないこととしました。

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 58 号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

別表第1の4備考中「身体障害者リハビリテーションセンター及び」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)